### 平成20年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

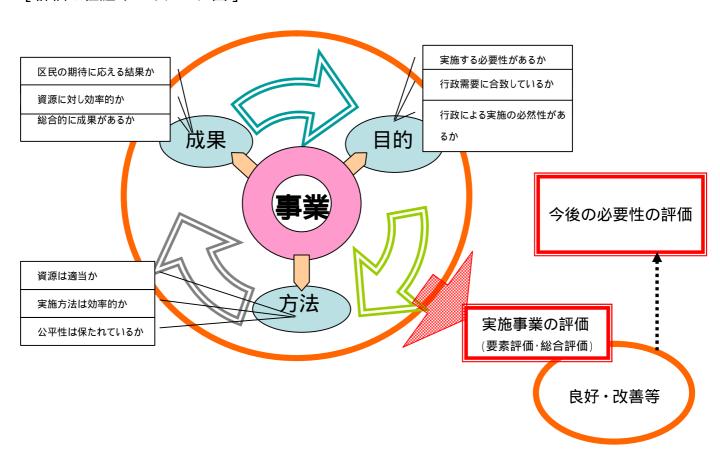
### 1.目的(趣旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たしていく趣旨から行ったものである。

### 2. 仕組み(方法・基準)

(1) 事務事業評価実施要領を制定し、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその目的・方法・成果について要素評価・総合評価をつけ、各事業の実施事業の評価を行った。また、この実施事業の評価を参考に各事業の今後の必要性についても評価を行った。

#### [評価の仕組み イメージ図]



# (2) 実施事業の評価(要素評価・総合評価)の基準は次のとおりである。

# 要素評価基準

	必要性  (実施する必要性があるか。事業の目的が区民ニーズや区の目標に対して妥当か。需要があるか)
目的	重要性・優先性 (事業目的が社会状況の変化に対応しているか)
	必然性 (行政による実施の必然性はあるか。民間実施の可能性はあるか。)
	投入する資源 (事業にあてる資源(予算・人員・時間等)は適当か。)
方法	効率性 (投入した資源に対して、執行方法は効率的か。)
	公平性 (事業内容は公平か。費用負担に対して公平か。民間・他自治体の負担と比べて公平か。)
	成果 (区民のニーズや期待に応える結果が得られているか。)
成果	費用対効果 (投入した資源に対し期待した結果が得られているか。)
	総合的な成果 (事業の目的、方法、成果を総合し成果が得られているか。)

# 総合評価基準(19年度の事務事業の評価)

	5	非常に良好に実施されている。
総合評価	4	良好に実施されている。
	3	通常求められる実施がなされている。
	2	改善を検討すべきである。
	1	改善の必要がある。

## (3)今後の必要性の評価基準は次のとおりである。

	Α	事業を積極的に推進すべき必要性があるので、拡大又は充実を図るべきで
	ζ.	ある。
	В	事業を継続し発展させる必要性があるので、現状を維持し、さらに充実を図る
	D	べきである。
今後の必要	(	事業を継続する必要性があるので、現状を維持すべきである。
性の評価		事業を離れずる必要性があるので、現代を維持すべきである。
	D	事業を継続する必要性はあるが、民間委託、その他代替的な方法による事
		業の遂行も検討するべきである。
	Е	事業を継続する必要性が小さいので、事業の目的・方法などに検討を加えた
	С	うえで継続、縮小、民間委託もしくは廃止を考慮すべきである。

### 3. 対象事業

点検及び評価の対象とする事業は、事業が既に終了している平成19年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。また、以下3点を基準に評価単位を指定した。

- 一定の予算規模を有し、一つの事業として評価できる形態を有する事業 新規に開始した事業
- 一体的に評価することに適する複数の事業
- 以上のことにより事務事業評価対象事業数を92事業とした。
- (庶務課:12 学務課:23 指導課:28 生涯学習課:25 品川図書館:4) 庶務課の施設整備に関する3事業(外壁改修、屋上防水、校庭整備)については、
  - 一括して点検及び評価したため、庶務課対象事業数は12事業となっている。

### 4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検及び評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検及び評価結果は次のとおりである。

#### (1) 実施事業の総合評価

( , ) ) ( ) (										
実施事業	の総合評価基準	該当 事業数 事業数								
		合計	庶務課	学務課	指導課	生涯学習課	品川図書館			
5	非常に良好に実施 されている。	23	2	7	8	4	2			
4	良好に実施されている。	64	8	15	19	20	2			
3	通常求められる実 施がなされている。	5	2	1	1	1	0			
2	改善を検討すべき である。	0	0	0	0	0	0			
1	改善の必要があ る。	0	0	0	0	0	0			
	合計	92	12	23	28	25	4			

良好に実施されている《評価基準:4》と評価した事業が全体の70%を占め、非常に良好に実施されている《評価基準:5》と評価した事業は25%であった。また、通常求められる実施がなされている《評価基準:3》と評価した事業は5%であった。

## (2)今後の必要性の評価

今後の必	<b>夢性の評価基準</b>	該当 事業数		該当	事業数各語	<b>果内訳</b>	
		合計	庶務課	学務課	指導課	生涯学習課	品川図書館
А	事業を積極的に推進 すべき必要性がある ので、拡大又は充実 を図るべきである。	8	1	3	4	0	C
В	事業を継続し発展させる必要性があるので、現状を維持し、さらに充実を図るべきである。	34	4	4	10	14	2
С	事業を継続する必要 性があるので、現状を 維持すべきである。	49	7	16	14	10	2
D	事業を継続する必要性はあるが、民間委託、その他代替的な方法による事業の遂行も検討するべきである。	1	0	0	0	1	0
E	事業を継続する必要性が小さいので、事業の目的・方法などに検討を加えたうえで継続、縮小、民間委託もしくは廃止を考慮すべきである。	0	0	0	0	0	0
	合計	92	12	23	28	25	4

積極的に推進し拡大又は充実すべき《A》とした事業が9%を占め、基本的に現状維持すべきとした事業《B、C》が全体の90%であった。また、事業の継続性はあるが、執行方法を検討すべき《D》とした事業は全体の1%、廃止を考慮すべき《E》という評価は0%であった。

#### (3)教育委員会意見

概ねの教育委員会事業については、区民、保護者、児童・生徒、学校現場および費用対効果等の視点から点検及び評価を行ったところ、その目的・方法・成果ともに教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに維持発展、向上させるべきであると考える。

以下、点検及び評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

#### 学校施設耐震補強工事について《庶務課》

学校施設は教育の場であるだけではなく、災害発生時の避難所としての重要な機能も担っているため、学校の耐震化は緊急の課題でもある。学校で学ぶ児童・生徒および勤務する学校教職員、また区民にとって安全で快適な学校環境づくりを図るよう早急な耐震補強工事の実施に努められたい。

### 学校IT化について《学務課》

2011年に地上アナログ放送が終了する。その際、地上デジタル放送への対応方法については、地上デジタル放送対応テレビの購入など様々な方法が考えられるので、国や都の補助金活用などの情報の収集をしていき、IT全体との関わりも踏まえた上で適切な対応を検討されたい。

#### 学校事務システムの運営について《学務課》

学校事務の効率化のため、コンピューターを利用した学校事務のシステム化 およびネットワーク化を図ると同時に、各学校の事務能力の向上が必要である。 学校事務能力の向上に向け、方策等をさらに検討されたい。

#### 特別支援学級介助員の配置について《指導課》

特別支援学級に対する区民ニーズは今後も高まっていくと考えられるので、 民間介助員の利用などのさらなる充実に努められたい。

#### 社会教育委員等経費について《生涯学習課》

平成21年度からの組織改正により文化・スポーツ部門を区長部局へ移管することを踏まえ、現在の社会教育委員の取り扱いについては、区長部局において総合的に検討されたい。

#### 図書館運営について《品川図書館》

区民の生涯にわたる学習活動を支援するための資料・情報の充実や文化の継承といった図書館の基本機能および文化施策を強化するため、図書館事業をより充実するとともに、効率的な運営に努められたい。

#### (4)各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

## 平成20年度 教育委員会事務事業(対象:平成19年度事業) 点検・評価

	十八〇十尺 教育	<b>3</b> 女只厶	77777		業の評価	J T	支事未 <i>)  </i> 紀代·計画 	
				要素評価				2
N o	事業名称	担当課	【(1)目的】 必要性 重要性· 優先性 必然性	【(2)方法】 資源 効率性 公平性	【(3)成果】 成果 費用対効果 総合成果	総合評価	事 業 説 明	今後の 必要性 の評価
1 , 2 , 3	学校施設の整備 (外壁改修、屋上防水、校庭 整備)	庶務課	4	4	4	4	外壁の経年劣化によるコンクリート片等の落下による事故防止のため、外壁のひび割れ・欠損・剥離・浮き・仕上げの補修を実施し、建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。 屋上の経年劣化による漏水を防ぐため、防水工事を行い、建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。 校庭の経年より地盤の固くなった校庭を整備をすることにより、弾力性・排水を改善して、児童・生徒の安全確保をするとともに、必要に応じて散水設備等を整備し近隣住民への防塵対策を図る。	С
4	学校施設 屋内運動場の計画的改修	庶務課	4	4	4	4	屋内運動場の経年劣化による壁・床の破損、塗装の剥離等を補修し、 建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。	С
5	学校施設 耐震補強工事	庶務課	4	4	4	4	学校施設は教育の場であるだけではなく、災害発生時の避難所として の機能も担っているため、学校の耐震化は緊急の課題でもある。早急 に耐震補強工事を実施し、安全で快適な学校環境づくりを図る。	В
6	小中一貫校の建設	庶務課	5	4	4	5	・荏原西地区小中一貫校建設計画 実施設計 ・八潮地区小中一貫校建設計画 実施設計 ・品川地区小中一貫校建設計画 基本設計	В
7	学校施設の計画的改築	庶務課	4	3	4	4	·小山小学校改築工事 ·第一日野小学校改築計画 実施設計 ·第三日野 小学校改築計画 実施設計	А
8	放課後学習等の支援	庶務課	4	4	4	4	放課後等の児童の活動を豊かにし、学力や体力および個性の伸長を図るとともに豊かな人間関係を育み、児童の健全な育成に資するため、既存の学校施設を活用した放課後等対策事業を実施している。	В
9	セキュリティ対策	庶務課	4	4	4	4	学校内の安全対策として、基本的に深夜から早朝に掛けての時間帯における火災、 盗難を防止すると共に、不法不良行為を排除し(機械警備業務)、また学校運営時に おける緊急時の警察への通報(非常通報装置)を可能にして、財産の保全を図ること 学校の円滑な運営を図る。	С
10	教育広報誌の発行	庶務課	3	3	3	3	区民がブラン21を良く知り、教育について考えることで、学校、家庭、地域 社会が連携・協力する一助となれるような広報紙を作成する。	С
11	通学安全監視業務	庶務課	4	3	4	4	昨今における、学校の管理下での事件・事故の頻発を受け、安全対策の強化を図る。 従来の、横断歩道などでの交通安全指導に加え、18年度より、学校周辺の巡視活動を行っている。	С
12	教職員健康管理	庶務課	5	4	4	5	学校保健法、労働安全衛生法に準じた健康診断および保健指導	С
13	安全衛生管理	庶務課	4	4	3	4	学校一般職員の安全と健康増進を図るため、産業医等を設置し、健康教育・健康管理業務を実施している。	В
14	常備薬の配備	庶務課	3	2	3	3	学校・幼稚園職員の応急用に各学校へ年1回常備薬を配布。	С
15	屋内運動場備品整備	学務課	3	4	4	4	屋内運動場の改修に伴い、教育目標を効果的に達するため、暗幕や備品等の整備、充実をはかる。	С
16	学校施設備品整備	学務課	3	4	4	4	維持管理用備品(ブールロボット等)、校務運営用備品(舞台幕)、および 教材教具備品(楽器、理科実験器具等)の整備を実施する。	С
17	学習環境整備 校具	学務課	3	4	4	4	学校の校具整備。児童・生徒用の机・イス取替、黒板塗替・取替等。	С
18	給食生ごみリサイクル	学務課	3	4	4	4	学校で発生する給食生ごみの資源化を図り児童・生徒に対して環境保全・資源リサイクルについての教育的効果を高める。生ごみ処理機設置校(20校)については生ごみ処理機の維持管理を行い、生ごみ回収事業実施校(34校)については、生ごみ回収委託・消耗品の購入等を行う。	С
19	小中学校の 夏季施設事業の支援	学務課	4	4	4	4	夏休み期間中に、豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図るとともに、教師、児童・生徒が生活を共にすることにより、心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。小学校は日光林間学園を利用し、中学校は独自に特色ある計画で行う。	С
20	小中学校の移動教室	学務課	4	4	4	4	自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的として日光林間学園(小学校)・磐梯高原(中学校)・箱根または日光(中学校相談学級)において、移動教室を実施する。	С
21	校医等報酬	学務課	5	4	4	5	学校保健法に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置する。	С
<u> </u>	<b>L</b>		L				1	

				1 実施事	業の評価			
			要素評価					
N o	事業名称	担当課	【(1)目的】 必要性 重要性· 優先性 必然性	【(2)方法】 資源 効率性 公平性	【(3)成果】 成果 費用対効果 総合成果	総合評価	事 業 説 明	2 今後の 必要性 の評価
22	保健運営 学校環境衛生の整備	学務課	5	4	4	5	学校保健法に基づき、学校環境衛生検査等により、安全な環境の維持を図る	С
23	児童生徒の健康管理	学務課	5	4	4	5	学校保健法に基づき、就学時健診、定期健康診断等を実施し、児童・生徒の健康保持増進を図る。	С
24	就学事務 学校選択制	学務課	5	4	4	5	学校教育における適正な就学を図るため、新入学児童・生徒就学事務等を行う。 また、必要な調査および指導・助言を行う相談員を配置する。	С
25	学校における 情報化教育の推進	学務課	5	5	4	5	児童生徒の調べ学習や情報収集などにより効率的に活用するため、パソコンを各学校に配備し、インターネット環境を整備する。	А
26	特別教室整備	学務課	3	4	4	4	教育内容の充実及び教材・教具の多様化に適合した教育環境の整備をはかる ため、特別教室にある物品の老朽取替・充足を行う。 工作机の天板修繕・ 角椅子老朽取替 ・理科実験台老朽取替等。	С
27	クラブ活動指導事業	学務課	4	3	4	4	中学校におけるクラブ活動の指導の効果を高めるため、適切な外部指導員を 招いてクラブ活動を実施する。	В
28	日光林間学園維持管理	学務課	3	4	4	4	日光林間学園を効率的に維持運営し、区内小学校の移動教室等のほか、区民 保養施設として開放する。	С
29	就学援助事務	学務課	4	3	4	4	経済的理由のために就学困難な児童生徒に対して、学用品、給食費などの学校教育に必要な経費の援助を行うことにより、児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする。品川区就学援助支給要綱および根拠法令に則り実施している。	С
30	給食調理器等の整備	学務課	4	4	4	4	安全で衛生的な学校給食を推進するため、冷凍冷蔵庫、牛乳保冷庫、熱風消毒保管庫等の老朽取換など給食調理機器の整備を行う。	С
31	学校給食施設改修	学務課	5	5	5	5	安全で衛生的な学校給食を推進するため、給食室専用トイレ設置工事・防力 ビ塗装工事・ポイラー改修工事・天井改修工事等を行う。	В
32	給食室の維持運営	学務課	4	4	3	4	給食事務遂行の円滑化と良好な環境の維持を図る。給食用消耗品費、修繕費 等。	С
33	学校IT化	学務課	5	3	3	4	教職員に対し一人1台配備したパソコンを活用し、教職員出退勤システムの 運用を開始した。また、校務システムを構築、整備し、校務・教務事務の効 率化を図る。	А
34	学校給食調理業務代行	学務課	4	3	3	4	給食調理代行(民間委託)を導入することにより、調理の担い手を区職員から民間活用に切り替えて、現在の学校給食の質を維持しながら、より効率的で効果的な給食の提供を行う。	В
35	学事制度検討	学務課	5	4	5	5	品川区立学校の適正規模、適正配置についての検討 平成19年9月、学識経験者や区民代表を委員とする学事制度審議会を設置した。小中一貫教育をはじめ教育改革を着実に推進する上で、区立学校の適正な教育環境を確保するための方策について、多角的な論議を行った。	А
36	学校事務システムの運営	学務課	3	4	4	4	学校事務のシステム化およびネットワーク化を進め、学校事務の効率化、省 力化、共通化を図る。	В
37	多子家庭給食費補助事業	学務課	4	2	3	3	給食費の保護者負担の軽減を図るために、小・中学校に在学する児童・生徒が3人以上いる保護者に対し、3人目以降のものが区立小・中学校に在学する保護者に対し、給食費相当額を補助する。	С
38	教職員住宅維持管理	指導課	3	3	3	3	ゆたか教職員住宅および伊藤教職員待機寮の維持管理および教職員入居者に 管理を実施する。 ・ゆたか教職員住宅(世帯用14戸、単身用12戸)・伊藤教職員待機寮(世帯 用6戸、単身用6戸)	С
39	特別支援学級介助員の配置	指導課	4	3	3	4	区立小・中学校特別支援学級(固定級)に在籍する児童・生徒に対し、身辺 自立のための介助、支援を行う者を配置する。学級数に対し1名。その他、障 害の程度の重い児童・生徒数に応じて加算配置した。	В
40	特別支援教育 巡回相談	指導課	5	4	5	5	医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営指導員、 指導主事らが2名ないし3名でチームを組み、学期に一度ずつ各学校を訪問。 特別な教育的ニーズを要する児童・生徒に対し、授業観察し、望ましい教育 的対応や指導について、助言、指導した。個別の教育支援計画や個別指導計 画作成の助言、指導を行った。	В
41	心身障害児就学事務	指導課	4	4	4	4	障害のある児童・生徒の適切な就学先を決定するために行う。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、区立小・中学校長、教諭、保育園長、親の会代表、事務局職員等で就学相談委員会を設置し、対応。相談の受付:7月~11月。相談会:9月~1月、16回実施。	С

			1 実施事業の評価						
					要素評価			2	
N o	事業名称	担当課	【(1)目的】 必要性 重要性· 優先性 必然性	【(2)方法】 資源 効率性 公平性	【(3)成果】 成果 費用対効果 総合成果	総合評価	事業説明	今後の 必要性 の評価	
42	小中一貫教育の実践	指導課	5	4	4	5	義務教育9年間を子どもの実態を考慮して、4 - 3 - 2のまとまりで捉え直した小中一貫教育を実施する。9年間を通して系統的・継続的で柔軟な教育課程により、基礎・基本を徹底し学力の定着と個々の能力を伸ばす学習を実現する。	А	
43	小中一貫校の開設・運営	指導課	5	4	4	5	小中一貫教育に相応した、学習環境のあり方を検討し、什器、調度品等を配置する。	В	
44	特色ある学校づくりの推進	指導課	4	4	4	4	教育改革「プラン 2 1」を受け、基礎学力や学習意欲の向上等に向けた学校 独自の特色ある教育活動の推進・充実のため、各小・中学校で教科編成や専 門的な指導を実現する。	В	
45	経済活動体験学習の充実	指導課	4	4	5	5	子どもたちが、社会や経済の仕組み、地域社会における個人の役割を理解するとともに、経済活動の体験的な学習をとおして、よき市民としての自覚を高め、豊かな社会性や人間性などの基礎的教養を身につけさせる。	А	
46	外部評価の実施	指導課	4	4	4	4	小中一貫教育の実施に基づき各学校が特色づくりに取り組んでいる。これを 検証するために校区外部評価を行い、専門的な見地からの指導・助言を得る ため専門外部評価を行っている。	В	
47	学力定着度調査	指導課	4	4	3	4	4・3・2制の中で、最初の4年(児童期前半)の収束期である4年生の基礎学力の定着および中間の3年(児童期後半)の収束期である7年生の基礎学力の定着度を明らかにすることにより、最後の2年間(青年期)における学習指導に役立てるとともに、児童期における指導内容の改善を図る。	С	
48	教職員研修	指導課	4	4	4	4	教員の資質・能力向上を図るととに、品川区の教委施策についての理解を深めるため、多様な研修を実施する。	А	
49	まちの人々に学ぶ事業の実施	指導課	5	4	4	5	開かれた学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、教育活動の質を高めるために地域の人材を学校に招き、地域の人材や、地域の教材を授業に生かす体制をつくる。	С	
50	7~9年生における 公開授業の実施	指導課	4	4	3	4	より開かれた学校づくりを目指して、授業の一部を生徒と一緒に地域の方が 受講できる。	С	
51	品川区研究学校	指導課	5	4	4	5	区立幼稚園・小中学校における強化・領域等について、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践・研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する。	В	
52	生徒指導対策の実施	指導課	4	4	4	4	区立小・中学校の児童生徒の健全育成を図るため、問題行動の予防・早期発見・早期指導ならびに進路指導・クラブ・部活動の充実・徹底を図る。また、児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。	С	
53	小中学校の一般公開	指導課	5	4	4	5	学校選択制を実施する上で、保護者や地域の方々に小中学校の現状や様子を 実際に見学し、学校選択のための情報を提供する。	С	
54	適応指導教室の運営	指導課	4	4	4	4	不登校児童・生徒の学校復帰を目指した指導を行うために、指導員・教育心理相談員を配置し、マイスクール八潮の運営を行う。	С	
55	指導資料作成委員会	指導課	4	4	4	4	平和に関する指導資料及び人権尊重の教育の指導資料集等を作成し、各学校における平和・人権同和教育に資する。	С	
56	人権尊重教育推進校の設置	指導課	4	3	4	4	城南中学校・台場小学校を人権尊重教育推進校に指定し、人権教育推進のための実践・研究を推進するとともに、その成果を同和教育研修会等を通して区内の学校に広く還元していく。(事業にかかわる経費のほとんどは、東京都教育委員会より支出される。)	С	
57	連合行事	指導課	4	4	4	4	音楽・体育・美術・理科・特別支援教育・英語などについて、小中一貫教育に基づいた活動を発表する場が連合行事である。小・中学校の連携を図った取り組みも展開され、広く地域や保護者に品川区の教育を伝える場でもある。	С	
58	教育センターの運営	指導課	4	4	3	4	学校事務職員の研修、教員の選択課題研修・実技研修・教育相談研修・情報 基礎研修を実施。教育相談センターは、専門職員が教育に関する相談活動を 月曜~土曜まで実施。学校経営・情報センターは教育情報の収集・提供、教 科書等の展示を行っている。	В	
59	特別支援教育の推進	指導課	4	3	3	4	医師、大学教授、小・中学校長、関係部課の参加により、特別支援教育推進協議会を2回実施。基本的な方針の確認と課題の整理を行った。また、下部組織として介助員制度検討委員会を設置し、積極的に開催し、介助員制度の具体的な改革に取り組み、介助員の配置、運営事業をNPO法人に委託することとした。各種研修も行った。	С	
60	合同部活動の推進	指導課	5	4	3	4	生徒の希望する部活動を保障するため、部活動の拠点校を設置する。	В	
61	小中一貫教育の検証	指導課	4	4	4	4	新教育システム開発プログラム委託事業により、学校選択制や小中一貫教育をはじめとする品川の教育改革「プラン21」について、検証・分析を行い、「プラン21」の内容について改善を図り、更なる充実を図る。	С	

				1 実施事	業の評価			
			要燙		要素評価			2
N o	事業名称	担当課	【(1)目的】 必要性 重要性・ 優先性 必然性	【(2)方法】 資源 効率性 公平性	【(3)成果】 成果 費用対効果 総合成果	総合評価	事 業 説 明	2 今後の 必要性 の評価
62	区費教員採用の実施	指導課	5	5	4	5	品川区の小中一貫教育の柱となる教員を区独自に採用し、配置することにより、小中一貫教育の円滑な連携を継続的に推進する。区費教員は区外への異動がなく、長期的・継続的に小中一貫教育に関与し、他の教員の指導的立場になることを予定している。さらに学校と地域・保護者との信頼関係の継続にも寄与できる。また、教員を学研修』を実施している他の区立学校に一定期間派遣する『区内留学研修』を実施し、教員の資質向上を図るとともに、研修受講生の所属校での職務を担当するため、1年間任用(臨時的任用)教員を採用し、配置する。	А
63	国際理解教育の実施	指導課	5	3	4	4	各学校へALT等の派遣を行い、英語教育に資するとともに、姉妹都市等から外国人教員を招聘し、学校に派遣することで、区内小中学生の国際理解への造詣を深める。	В
64	和楽器による音楽教育の実施	指導課	3	3	4	4	日本の伝統文化の推進にあたり、実際に和楽器「筝」の体験活動を通して、 我が国や郷土の伝統文化を体験する。	С
65	理科支援員の配置	指導課	4	4	4	4	小学校の理科授業における、実験準備・実験補助・実験後片付けを理科支援 員が行うことにより、担任教諭の負担軽減を図るとともに、理科の専門的な 視点から実験実施を支援する。また、複数対応で実験を行うことができるの で事故防止にも貢献している。	В
66	学校開放運営	生涯学習課	5	3	4	4	区内小中学校すべての学校施設が開放されており、体育館、校庭、夜間校庭、プール等が、少年少女団体、高齢者団体、一般成人団体などのスポーツ活動の拠点として活用されている。	В
67	中高生保育等体験学習	生涯学習課	4	5	5	5	中学・高校生が、乳幼児に接してふれあうことで、生命を育むための知識や技術とともに、家庭教育の大切さを体験的に学び、また、将来の職業選択に役立てることを目的に学習する機会と場を提供する。	В
68	施設予約システムの運用	生涯学習課	4	4	4	4	利用者が区立施設の予約ができるよう、インターネット(パソコン・携帯電話)で予約できるシステムを運用し、区民の利便性の向上を図る。	В
69	シルバー大学	生涯学習課	4	4	4	4	元気な高齢者が生き甲斐を持ち心ゆたかな生活を送れるよう、高齢者の学習 事業を体系化し、幅広い学習機会を提供することにより地域の教育力が高ま り、学習成果が地域に還元される。	В
70	障害者学級	生涯学習課	4	4	4	4	軽度の知的障害(3-4度)のある16歳以上の区民を対象に、体験学習と仲間づくりをとおして、社会性の育成、生活技術の向上などを目指す。また、地域の方々がボランティアとして関わることをとおして障害者への理解を深める。	С
71	文化センターの整備	生涯学習課	4	3	3	4	各文化センターの老朽化が著しい。耐震補強工事と併せて、計画的に施設整備をすすめている。	В
72	文化財保護事業	生涯学習課	4	3	3	4	品川区文化財保護条例第3条第1項の趣旨に鑑み区内文化財の保存・活用事業を実施している。文化財管理・修理に係る補助金の交付(条例第10条)や指定文化財の解説標識板の設置(同第47条)をはじめとして、文化財関係図書の刊行、文化財めぐり・一般公開等の普及事業を実施している。	В
73	品川歴史館事業 講演会等	生涯学習課	4	4	4	4	特別展開催にともなう、記念講演会、シンポジウム、各種イベントをはじめ、親子で体験に参加する「親子歴史講座」、歴史を体系的に学ぶ「歴史講座」、品川に残る古文書を読む「古文書入門講座」等を開催する。『品川歴史館紀要』等を編集・発行し、歴史資料の調査・収集・整理および品川の歴史研究の成果を公開する。	В
74	品川歴史館特別展	生涯学習課	4	4	5	5	年に一回、普段は見ることができない歴史資料を展示して、多様な視角から 品川の文化・歴史・区政等を紹介する特別展を開催する。適時、各種の企画 展・資料紹介展・夏休み歴史コーナーを開催し、品川から情報発信するとと もに、常設展示「品川の歴史」・「モース博士と大森貝塚コーナー」を補足	В
75	文化財保護審議会	生涯学習課	4	4	5	5	地方自治法第138条の4及び文化財保護法第190条の規定により品川区 文化財保護条例第37条にて設置。教育委員会の諮問に応じて文化財の保存 及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する。各 分野の学識経験者10名で構成され、年3~4回程度定例会を開催。	С
76	埋蔵文化財	生涯学習課	4	4	4	4	品川区内には周知の埋蔵文化財包蔵地(=遺跡推定地域)が24カ所存在している。包蔵地内において土木工事等の計画がある場合、文化財保護法第93条第1項の規定により、事業者から提出された発掘届を区教育委員会の意見を付して東京都教育委員会に送付する。都教委の指示により必要に応じて、立会調査・試掘調査等を実施し遺跡の存否を把握する。遺跡が確認され、なおかつ工事により遺跡への影響が不可避な場合は記録保存のための法第99条(又は法第92条)発掘調査(本調査)を実施する。なお、本調査経費については、一部個人住宅を除いて、事業負担となるため、事業主との調整を行っている。	С
77	区民大学	生涯学習課	4	4	4	4	生涯学習へのきっかけづくりとなる入門的な講座や区民の文化・教養を高めるための講座を実施する。	В
78	区民レクリエーション大会	生涯学習課	3	4	4	4	区内の文化的レクリエーションを広く区民に紹介し、生活にうるおいをもたせ、健康で文化的な地域社会の形成に寄与する目的で、文化系6団体と麻雀業連絡会との共催により大会を開催する。	С
79	少年少女教室	生涯学習課	3	4	4	4	児童・生徒の豊かな人間関係の育成を助けることをねらいに、異年齢集団活動を行い、地域における子ども組織の育成・組織化を支援し、文化活動・自然観察等の体験的学習の機会を提供する。 (集団づくりの困難な学校部活動・クラブ活動の側面的支援とする)	С

				1 実施事	業の評価			
			要素評価					
N o	事業名称	担当課	【(1)目的】 必要性 重要性・ 優先性 必然性	<u>は                                    </u>	2 今後の 必要性 の評価			
80	地域スポーツリーダーの 養成	生涯学習課	4	4	3	4	身近な地域で、スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、地域に密着したボランティア意識の高いスポーツリーダーの養成を行い、地域クラブの活性化を図る。	В
81	いきいきウォーキング	生涯学習課	3	4	4	4	区周辺を歩き、地域の再発見や相互の交流を深めます。日常のスポーツ活動の動機づけとして無理なく継続できるウォーキングを普及させる。	В
82	区民スポーツ大会	生涯学習課	4	4	4	4	区民のスポーツの祭典として、日ごろの成果を発揮するとともに参加者間の 親睦を図り、区民スポーツの振興を図る。	В
83	品川区スポーツ協会助成	生涯学習課	4	4	4	4	(財)品川区スポーツ協会の健全な運営と発展を図るため、同協会に対し、必要な助成を行い、もって区のスポーツ振興に資する。	С
84	体育指導委員の活用	生涯学習課	4	4	3	4	身近な地域で、スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各地域に 体育指導委員(非常勤公務員)を配置し、区民にスポーツへの理解を働きか ける。	С
85	軽井沢レクの森キャンプ 場の夏季一般開放	生涯学習課	4	3	4	4	軽井沢レクの森キャンプ場にテントを常設し、区民が自然と触れ合える場を 提供する。	С
86	公園運動施設の利用促進	生涯学習課	4	3	4	4	公園運動施設を区民のスポーツ活動の拠点として、活用する。	В
87	品川歴史館維持運営	生涯学習課	4	4	5	5	品川区の貴重な文化遺産である歴史館の良好な保存と適切な活用・公開を進める。吉田記念館の茶室「松滴庵」を保存し、書院を復元した歴史館の建物と庭園を円滑に維持管理するとともに、区民に親しまれる歴史館としての適切な運営を図る。歴史館専門委員を委嘱し、専門的見地からの指導・助言により円滑な館運営を進める。	С
88	地域開放施設の備品整備	生涯学習課	4	4	4	4	地域開放を行うにあたり、備品を整備する	O
89	体育館の運営	生涯学習課	4	4	4	4	体育館の円滑な管理運営を行うとともに、区民の健康や体力の維持増進を目的に体育館利用の促進を図る	В
90	社会教育委員等経費	生涯学習課	3	3	3	3	社会教育行政・青少年教育について広く地域の意見や計画づくりへ反映させるための教育委員会の諮問機関。社会教育に関する諸計画の立案と、社会教育関係団体・青少年教育等への助言と指導を与える。(23区内の自治体では、生涯学習部課所管で生涯学習審議会を設置、他生涯学習・社会教育プランを策定するところも見られる)	D
91	学校図書館の整備	品川図書館	5	4	4	5	品川区子ども読書活動推進計画に基づき、学校と区立図書館間のオンラインネットワークを整備するとともに、学校図書館に運営要員を配置し運営をサポートすることにより魅力的な学校図書館づくりを進め、子どもたちの学校図書館利用の拡大を支援する。	С
92	図書館児童サービス事業	品川図書館	4	4	4	4	品川区子ども読書活動推進計画に基づき、図書館と学校・保育園・児童センター等が連携し、地域に根ざした活動を通して子どもたちの読書環境を整備し読書活動を推進する。また、お話し会などさまざまな事業を通して読書への関心を高め、図書館利用を促進する。	С
93	図書館運営	品川図書館	4	4	4	4	高度情報社会を迎えて、さらに活発化する区民の生涯にわたる学習活動を支援するため、多様な資料の充実や課題解決機能の整備などを図ることにより魅力的で区民生活に役立つ図書館づくりを推進するとともに、民間活力導入などによりサービス向上と効率的・効果的な図書館運営を図る。	В
94	図書館資料の収集	品川図書館	5	5	4	5	高度情報社会を迎えて、多様化・活発化する区民の図書館に対する教養・調査・研究・レクリエーションなどの要求に応えるため、さまざまな資料と情報を収集・整理・保存・提供し、地域における情報拠点として整備を図る。	В